

国土交通省 法務省 こども家庭庁 同時発表

令和6年6月17日
社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

第4回 住まい支援の連携強化のための連絡協議会を開催します
～福祉分野、住宅分野等のより一層の緊密な連携を図ります～

国土交通省、厚生労働省、法務省、こども家庭庁は、令和6年6月19日（水）に「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」（第4回）を開催します。第4回連絡協議会では、改正住宅セーフティネット法、改正生活困窮者自立支援法等に関する情報共有等を行う予定です。

本連絡協議会は、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等の関係者のより一層の緊密な連携を図るため、国土交通省、厚生労働省、法務省及びこども家庭庁の関係部局（部局長級）並びに関係団体による情報共有や協議を行うものです。

記

1. 日時：令和6年6月19日（水）14:00～16:00

2. 場所：中央合同庁舎第3号館2階住宅局会議室 ※WEB併用会議
（東京都千代田区霞が関2-1-3）

3. 議事：

- （1）各省庁からの報告
- （2）各関係団体からの報告

4. 傍聴等：

- ・ 会議は非公開で行いますが、報道関係者に限り冒頭のみ（議事開始前まで）カメラ撮り可能です。カメラ撮りを希望される方は、6月18日（火）17時までに、下記に従いお申込みいただくとともに、当日の13:50までに合同庁舎3号館2階エレベーターホールに集合してください。

<お申込み方法>

- ・ カメラ撮りを希望される報道関係者の方は取材を希望される方は、国土交通省のWEBサイトよりお申し込みください。
（URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/jutaku_news.html）
- ・ 配布資料と議事要旨については、後日、厚生労働省等のホームページにて掲載する予定です。（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_404440_00002.html）

住まい支援の連携強化のための連絡協議会開催要綱

1 趣旨

住まいは生活の拠点である。そして、その住まいに医療・介護・生活支援等のサービスを包括的に提供する体制を地域ごとに構築することが生活を支えるために不可欠である。

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等の関係者のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省、国土交通省、法務省及びこども家庭庁の関係部局並びに関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置する。

2 構成

連絡協議会の構成員は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ構成員を追加することができる。

一 次に掲げる関係部局職員

厚生労働省 社会・援護局長、同局障害保健福祉部長、老健局長
国土交通省 住宅局長
法務省 矯正局長、保護局長
こども家庭庁 支援局長

二 以下の団体を代表する役職員

全国社会福祉協議会
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
全国児童養護施設協議会
全国母子寡婦福祉団体協議会
一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
一般社団法人 全国居住支援法人協議会
公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会
公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会
公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
公益社団法人 全日本不動産協会
更生保護法人 全国更生保護法人連盟
認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

3 事務局

連絡協議会の事務は、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室、国土交通省住宅局安心居住推進課、法務省保護局更生保護振興課地域連携・社会復帰支援室及びこども家庭庁支援局家庭福祉課において処理する。

4 その他

前各号に掲げるもののほか、連絡協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、構成員の合議において決定する。